

会計検査院規則第三号

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月一日

会計検査院長 柳 麻理

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則

会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「総括審議官一人」の下に「、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

公文書監理官は、命を受け、事務総局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後

改正前

第十二条 官房に、総括審議官一人、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官十三人を置く。

第十二条 官房に、総括審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官十三人を置く。

②（略）

②（同上）
（新設）

③ 公文書監理官は、命を受け、事務総局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

③（同上）

④ サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受け、事務総局の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

④（同上）

⑤ 審議官のうち一人は、命を受け、情報システムに関する事務（第四項に規定する事務を除く。）を総括整理する。

⑤ 審議官のうち一人は、命を受け、情報システムに関する事務（第三項に規定する事務を除く。）を総括整理する。

⑥（略）

⑥（同上）

⑦ 審議官のうち一人は、命を受け、情報システムに関する事務（第四項に規定する事務を除く。）を総括整理する。

⑦（同上）

⑧（略）

⑧（同上）